

東京都市計画高度地区の変更
〔足立区決定〕
〔総括図〕



地域地区の境界線のとり方
地図上の境界線で示さないものは、原則として道路・鉄道・河川等の中心線
路線式で記載するものには、直角等で接続するもの有り。
(例) 30~30を示す(道路等からの距離)
30~30を示す(道路等からの距離)
100~100を示す(道路等からの距離)
都巿計画道路が示す
※ 防災規制区域は都巿計画区域内の防災規制区域から20mです。
(「付帯水害区」は25m)
● 日影規制の境界線のとり方
原則として、隣接する地区と同様に、例外的に異なる地区については、赤線
及び赤字で、地区区分の範囲と同様に示してあります。

地区計画等の区域	
■	地区計画区域
■	防災街区整備地区計画区域
■	沿道地区計画区域

新たな防火規制区域	
■	東京新都市安全条例第3条
■	高 度 利 用 地 区

日影規制による建物物の制限		
用 地 域	記 号	制限高さ (m)
第一種低層住居専用地域	3-2	3時間以上 2時間以上
第一種中高層住居専用地域	4-2.5	1.5 (一) 4時間以上 2時間以上
第二種低層住居専用地域	5-3	(二) 4時間以上 2時間以上
第一種中高層住居専用地域	3-2	(三) 5時間以上 3時間以上
第二種中高層住居専用地域	4-2.5	4.0 (一) 3時間以上 2時間以上
準工農業地	5-3	(二) 5時間以上 3時間以上
第二種住居専用地域	4-2.5	4.0 (一) 4時間以上 2.5時間以上
近隣工業地	5-3	6.5 (二) 5時間以上 3時間以上
準工農業地	5-3	6.5 (三) 5時間以上 3時間以上

※ 興業として、商業・工業・工場用地区及び防災規制区域は定められている地区、都巿化調整区域

※ 第一種低層住居専用地域において、斜の引き7mを越える建物物または上3階以上の建物物、

それ以外の地区においては、高さが10mを超える建物物が、上記の規制を受けます。

※ 定めの高さ及び傾度=北緯35° 東経139°

